

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月25日

【事業年度】 第60期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 光世証券株式会社

【英訳名】 The Kosei Securities Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 巽 大介

【本店の所在の場所】 大阪市中央区北浜二丁目1番10号

【電話番号】 06(6209)0820(代表)

【事務連絡者氏名】 管理グループ部長代理 谷村 和晃

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区北浜二丁目1番10号

【電話番号】 06(6209)0820(代表)

【事務連絡者氏名】 管理グループ部長代理 谷村 和晃

【縦覧に供する場所】 当社東京店
(東京都中央区日本橋兜町9番9号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第56期	第57期	第58期	第59期	第60期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益 (うち受入手数料) (百万円)	975 (230)	757 (210)	1,245 (260)	639 (161)	638 (151)
純営業収益 (百万円)	971	744	1,237	630	627
経常利益又は 経常損失() (百万円)	53	118	357	205	168
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	50	119	258	149	169
持分法を適用した場合 の投資利益 (百万円)					
資本金 (百万円)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
発行済株式総数 (千株)	94,864	94,864	9,486	9,486	9,486
純資産額 (百万円)	17,461	16,871	16,878	16,758	16,388
総資産額 (百万円)	19,814	20,317	20,897	20,026	20,964
1株当たり純資産額 (円)	185.35	1,789.37	1,790.38	1,777.70	1,731.07
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間 配当額) (円)	5.00 ()	3.00 ()	30.00 ()	14.00 ()	7.00 ()
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額() (円)	0.54	12.72	27.45	15.86	17.90
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	88.0	82.9	80.7	83.6	78.1
自己資本利益率 (%)	0.29		1.53		
株価収益率 (倍)	257.30		51.14		
配当性向 (%)	925.57		109.27		
純資産配当率 (%)	2.69	1.67	1.67	0.79	0.40
自己資本規制比率 (%)	1,380.6	1,255.4	1,239.3	1,419.8	1,289.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	464	381	1,341	375	748
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	155	504	95	44	69
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	564	450	285	284	132
現金および現金同等物 の期末残高 (百万円)	6,176	5,603	6,563	6,610	7,157
従業員数 (人)	46	45	44	44	42
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	62.9 (89.2)	82.5 (102.3)	66.1 (118.5)	35.8 (112.5)	28.6 (101.9)
最高株価 (円)	264	218	178 (1,845)	1,459	735
最低株価 (円)	120	90	146 (1,280)	633	424

- (注) 1 当社は、連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法の適用の対象となる関連会社はありません。
- 4 上記の比率は以下のように算出しております。
- ・ 自己資本 = 純資産合計 - 新株予約権
 - ・ 自己資本比率 =
$$\frac{\text{期末自己資本}}{\text{期末資産の部合計}} \times 100$$
 - ・ 自己資本利益率 =
$$\frac{\text{当期純利益金額}}{(\text{期首自己資本} + \text{期末自己資本}) \div 2} \times 100$$
- 5 第56期、第58期においては潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載していません。
- 6 第57期、第59期、第60期においては潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載していません。
- 7 第57期、第59期、第60期の自己資本利益率、株価収益率および配当性向については、当期純損失であるため記載していません。
- 8 2017年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。第57期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額()を算定しております。
- 9 第57期以前の株主総利回りについては、株式併合の影響を考慮し算定しております。
- 10 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。第58期の株価については株式併合前の最高・最低株価を記載し、()内に株式併合後の最高・最低株価を記載しております。

2 【沿革】

当社は、1961年4月21日、創業者巽悟朗により大阪市東区(現中央区)に証券業を目的とする「光世証券株式会社」として設立されました。

創業後の経過の概要は次のとおりであります。

年月	沿革
1968年 4月	免許制施行で大蔵大臣から第1号、第2号、第4号証券免許を受ける
1971年 10月	大阪証券取引所正会員に加入
1973年 12月	広興証券株式会社を吸収合併
1977年 6月	大蔵大臣から第3号免許を受ける
1978年 3月	大蔵省から公社債の払込金の受入及び元利金支払の代理業務の承認を受ける
1981年 10月	東京証券取引所正会員に加入
1981年 11月	大蔵省から株式事務の取次ぎ業務の承認を受ける
1983年 1月	大蔵省から証券投資信託受益証券の収益金、償還金および一部解約金支払の代理業務の承認を受ける
1983年 1月	大蔵省から累積投資業務にかかる代理業務の承認を受ける
1983年 6月	大蔵省から保護預り公共債を担保として金銭を貸し付ける業務の承認を受ける
1985年 5月	大蔵省から有価証券に関する常任代理業務の承認を受ける
1985年 5月	大蔵省から譲渡性預金の売買、売買の媒介、取次ぎおよび代理業務の承認を受ける
1986年 3月	大蔵省から円建銀行引受手形の売買、売買の媒介、取次ぎおよび代理業務の承認を受ける
1987年 4月	日本銀行当座預金取引および当座勘定付替取扱いを開始
1988年 2月	国債元利金支払取扱店事務を開始
1988年 5月	当社株式を大阪証券取引所市場第二部特別指定銘柄に上場
1990年 9月	当社株式を大阪証券取引所市場第一部に上場
1991年 2月	当社株式を東京証券取引所市場第一部に上場
1998年 9月	名古屋支店を本店に統合し、国内2店舗となる
1998年 12月	証券登録制への移行により、内閣総理大臣から登録を受ける
1998年 12月	証券投資者保護基金(現 日本投資者保護基金)に加入
1999年 10月	東京都中央区日本橋兜町に東京支店を移転し、同月より営業を開始する
2001年 5月	大阪市中央区北浜に本店を移転し、同月より営業を開始する
2007年 9月	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業のみなし登録を受ける
2009年 6月	第二種金融商品取引業の登録を受ける
2014年 4月	大阪取引所デリバティブ(先物・オプション)全商品のインターネット取引を開始する
2014年 11月	当社証券基幹系システムを、クラウド環境ベースで提供するサービス事業を開始する
2017年 7月	独立ファイナンシャルプランナーとの業務提携により外国私募ファンドの取扱いを開始
2017年 10月	普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合、単元株式数を1,000株から100株に変更
2017年 11月	東京証券取引所上場の現物株式のインターネット取引を開始する

3 【事業の内容】

当社の主たる事業は、金融商品取引業(有価証券売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受および売出し)を中核とする投資金融サービス業であり、金融資本市場を通じ、顧客に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。

当企業集団は、当社および子会社1社から構成されております。当社の子会社である株式会社亀山社中は、主たる事業として経営、投資に関するコンサルティング業務等を営むことを目的としておりますが、現在は実質的な事業活動をおこなっておりません。

当社の業務は、投資・金融サービス業という単一セグメントであります。

当社の主な業務は以下のとおりであります。

- (1) 「有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引および外国市場証券先物取引」(以下「有価証券の売買等」という。)

自己の計算で有価証券の売買などをおこなう業務であります。

- (2) 「有価証券の売買等の媒介、取次ぎおよび代理ならびに有価証券市場(外国有価証券市場を含む。)における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎおよび代理」

有価証券の売買等について、顧客から委託を受け、顧客の計算において売買等を執行する業務であります。

- (3) 「有価証券の引受けおよび売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等」

引受けとは、新たに発行される有価証券の全部または一部を売出しの目的で取得し、もしくは、その募集または売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等実際に責任を引受ける業務であり、引受けた有価証券に売残りが生じた場合にはこれを引取ります。売出しとは、既発行の有価証券を広く一般に均一の条件で売出す業務であります。

特定投資家向け売付け勧誘等とは、均一の条件で多数の者を相手方としておこなう既発行の有価証券の売付け勧誘等のうち、特定投資家のみを相手方とすること、金融商品取引業者等に委託しておこなうこと、取得者から特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれの少ない場合に該当すること等の要件を満たすもので、取引所金融商品市場等における売買取引に係るもの以外のものをいいます。

- (4) 「有価証券の募集および売出しの取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い」

有価証券の発行者または引受人の委託を受けて、新たに発行される有価証券について広く一般に取得の申し込みの勧誘をおこなう業務および、所有者または引受人の委託を受けて、既発行有価証券について広く一般に均一の条件で売出す業務であります。

特定投資家向け売付け勧誘等とは、均一の条件で多数の者を相手方としておこなう既発行の有価証券の売付け勧誘等のうち、特定投資家のみを相手方とすること、金融商品取引業者等に委託しておこなうこと、取得者から特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれの少ない場合に該当すること等の要件を満たすもので、取引所金融商品市場等における売買取引に係るもの以外のものをいいます。

- (5) 「有価証券の私募の取扱い」

新たに発行される有価証券について少数の投資家または適格機関投資家のみを相手方として取得の申し込みの勧誘をおこなう業務であります。

(付随業務)

(6) 金融商品取引法第35条第1項に規定する業務

有価証券の貸借またはその媒介若しくは代理業務

信用取引に付随する金銭の貸付業務

顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付業務

有価証券に関する顧客の代理業務

証券投資信託受益証券の収益金・償還金または解約金の支払に係る業務の代理業務

証券投資信託受益証券の金銭の分配・払戻金または残余財産の分配に係る業務の代理業務

累積投資契約の締結業務

(7) 他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務

(8) 前(6)(7)に掲げる業務の他、金融商品取引法により金融商品取引業者が営むことができる業務

(9) その他前各号に付随する業務

4 【関係会社の状況】

当社は、関係会社を1社所有しておりますが重要性が乏しいため、記載しておりません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
42名	46歳6月	22年4月	7,690,000円

(注) 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりません。

また、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「お客様に満足いただける金融サービス」を提供するとともに、金融市場の担い手として市場に貢献できる証券会社であることを目指しています。また、これらを以て企業価値の最大化に努めてまいります。

お客様に満足いただける金融サービス

当社は、投資家の最適な選択を支援することが、証券会社の本来の使命だとの考えから、多くの投資家に均一化されたサービスを提供するのではなく、投資家一人ひとりの資産運用ニーズをお伺いした上で、適切な商品や的確な投資情報を提供する「オーダーメイド型」サポートを心掛けています。また、幅広い知識を習得した人材の育成やコンプライアンス機能の強化に努めてまいります。

金融市場の担い手として

当社は、トレーディング技術とリスク管理能力の継続的な向上に努めます。積極的なトレーディングを通して市場の流動性を供給するとともに、顧客の資産運用やリスクヘッジのニーズに応えられるよう取引手法を拡充します。また、市場の急変時において発生しうる多額の損失を回避できるよう、堅確なリスク管理を徹底してまいります。

企業価値の最大化

創業以来一貫して堅持してきた自主独立路線と開かれた社風の中で、社員一人ひとりの創造性を高めて当社の企業価値最大化に努めていくことが、企業としての社会的責任でもあると考えております。

(2) 目標とする経営指標

当社は、コンサルティング部門とトレーディング部門双方のバランスのとれた事業拡充、コスト構造の見直しなどを通じて企業体質強化を行っております。これらの施策を通して、財務健全性の指標である自己資本規制比率にも留意するとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。

(3) 経営環境

近年、国内外の経済環境が激変し、我が国経済も厳しい状況が続いていますが、それはパラダイム・チェンジともいえる変革の時期にあるのだとも言えます。金融庁も、国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換を目指し、家計における長期・積立・分散投資の促進、金融機関等における顧客本位の業務運営の確立・定着等の施策を掲げ、様々な取組みを強く推進しています。

コロナウイルスに係る影響に関する対応として、当社員へはリモートワークツール活用や、社内の消毒の実施、顧客向けにはセミナー開催の見送りや訪問の自粛等を実施し感染拡大防止を優先して営業しております。また、顧客のニーズにお応えする価値提供や、新しいコミュニケーションの在り方を提供するべくWebセミナーなどの提供を開始しており、従来の電話やWeb等での取引やご相談は今まで通り行っております。

今後第2波、第3波の可能性が予想され、従来のやり方にとらわれることなく柔軟に「デジタルシフト」に対応しお客様のニーズに応えてまいります。

(4) 対処すべき課題

上記の経営を取り巻く環境に鑑み、以下の方針にもとづいて課題に取り組みたいと考えております。

コンサルティング部門

お客様一人ひとりに対して、お客様の資産運用ニーズや資金の性格にあわせて、きめ細かく、かつ誠実にお応えできるよう、「お客様にとって“安心”、“信頼”、“満足”できる証券会社」をキャッチフレーズに、当社のコアコンピタンスのさらなる強化を進めてまいります。

トレーディング部門

トレーディング技術とリスク管理能力の継続的な向上に努めております。積極的なトレーディング活動を通して流動性の提供と収益獲得を行うとともに、顧客の資産運用やリスクヘッジのニーズに応えられるよう取引手法の拡

充と強化に努めます。また、市場の急変時において発生しうる多額の損失を回避できるよう継続的なリスク管理技術の向上を目指しております。

システム部門

当社が、証券会社向けにクラウド環境でサービス提供いたします自社システムは、株式・ETF・REIT・債券・投資信託などの一連の商品ラインナップはもちろん、特にJPX上場のデリバティブ商品の全てを取り扱っています。

クラウド化した当社システムを1社でも多くの証券会社に提供していくことで、個人投資家の株式・デリバティブ活用に便利な取引環境の整備と、デリバティブ取引の大衆化を目指し、金融市場の発展に貢献できるよう活動してまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には有価証券報告書提出日現在、以下のようなものがあります。

なお当社は、これらのリスク発生の可能性を確認した上で、発生の回避および発生した場合の対応に最大限の努力をする所存です。また、下記事項には将来に関するものが含まれますが、当該事項は提出日現在において判断したものであり、事業のリスクはこれらに限られるものではありません。

(1) 金融商品取引業としての収益変動

当社の主たる収益は、次の委託手数料とトレーディング収益により構成されており、それぞれの変動要因を抱えています。

委託手数料

証券市場の売買代金額の多寡や市場動向および経済環境などにより、大きく変動する場合があります。

トレーディング収益

取扱い金融商品の相場水準やボラティリティ（価格変動率）等の予期できない変動により損失を被る可能性があります。

(2) 貸倒れリスク

当社の取引先の信用不安や株価の急落、債務不履行により、追加的な損失や引当の計上が必要となる場合には、当社の業績および財務状況に悪影響を与える可能性があります。なお、貸倒れリスクをとまなうおそれのある取引としまして、信用取引、先物取引、オプション取引等があります。

(3) オペレーショナル・リスク

業務処理のプロセスや不適切な役職員の行動、および災害の発生等により、当社に対する賠償請求や信用の低下が生じ、当社の業績および財務状況に悪影響を与える可能性があります。

(4) システムリスク

当社が業務上使用するコンピュータ・システムにおいては、システム面のハード、ソフトの不具合および人為的ミスその他、回線障害、コンピュータウイルス、コンピュータ犯罪、災害等により機能不全が原因で当社業務遂行に障害が発生することとなった場合、お客様からの注文の処理をすることができなくなり、当社の業務および財務状況に悪影響を与える可能性があります。

(5) 外国為替レートの変動

当社がおこなう海外市場との取引等によっては、為替レートにより円換算後の価値が影響を受ける可能性があります。また、当社は、通貨変動に対するヘッジなどを通じて、為替の変動による影響を最小限に止める措置を講じていますが、予測を超えた為替変動が当社の業績および財務状況に影響を与える可能性があります。

(6) 新型コロナウイルス感染症に関するリスク

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、出社人数を制限するためリモートワーク機能を推進しながら、市場取引、バックオフィス業務等の根幹の証券業務が適切に行われる態勢を整備していますが、この先、金融経済状況が厳しい状況になった場合、経営成績に影響が出る可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は以下の通りです。

財政状態及び経営成績の状況

財政状態

当事業年度末の総資産合計は、前事業年度末に比べ9億37百万円増加し209億64百万円となりました。流動資産は、前事業年度末に比べ9億97百万円増加し136億41百万円、固定資産は、前事業年度末に比べ59百万円減少し73億23百万円となりました。

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べ13億7百万円増加し45億75百万円となりました。流動負債は、前事業年度末に比べ13億51百万円増加し39億82百万円、固定負債は、前事業年度末に比べ44百万円減少し5億90百万円となりました。

当事業年度末の純資産の残高は、前事業年度末に比べ3億69百万円減少し163億88百万円となりました。

経営成績

受入手数料は、1億51百万円（前年比93.7%）、自己売買部門でのトレーディング損益は2億64百万円（同82.6%）となりました。また、金融収益は1億35百万円（同179.5%）、販売費及び一般管理費は9億47百万円（同94.6%）となりました。

以上の結果、営業収益は6億38百万円（同99.8%）、経常損失は1億68百万円（前期経常損失2億5百万円）、当期純損失は1億69百万円（前期純損失1億49百万円）となりました。

イ 受入手数料

期別	種類	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	委託手数料	131	1	6		139
	募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	0	0	5		6
	その他の受入手数料	3	0	12	0	16
	計	135	1	24	0	161
第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	委託手数料	122	1	11		135
	募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	0	0	0		0
	その他の受入手数料	3	0	11	0	14
	計	125	1	23	0	151

委託手数料

当社の株式委託売買高は、金額で264億70百万円（前期比110.3%）、株数で49百万株（同162.7%）となり、株券委託手数料は1億22百万円（同93.0%）となりました。また、債券委託手数料は1百万円（同148.0%）となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料

当社の募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は0百万円（同12.2%）、その他の受入手数料は14百万円（同91.5%）となりました。

ロ トレーディング損益

	第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)			第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等トレーディング損益	304	12	316	305	41	263
債券等・その他の トレーディング損益	8	4	3	4	5	1
（債券等トレーディング損益）	(8)	(4)	(3)	(4)	(5)	(1)
（その他のトレーディング損益）	(0)	(-)	(0)	(0)	(-)	(0)
計	313	7	320	301	36	264

当事業年度のトレーディング損益は2億64百万円の利益（前期比82.6%）となりました。このうち株券等トレーディング損益については2億63百万円の利益（同83.1%）、債券等・その他のトレーディング損益は1百万円の利益（同46.3%）となりました。

ハ 金融収支

金融収益は1億35百万円（前期比179.5%）となりました。また、金融費用は11百万円（同118.3%）となり、金融収支は1億24百万円（同188.2%）となりました。

ニ 販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は9億47百万円（前期比94.6%）となりました。

ホ 特別損益

当事業年度の特別損益の合計は、2百万円の利益となりました。これは固定資産売却益等によるものではありません。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度の資金状況について、営業活動によるキャッシュ・フローは、7億48百万円の増加（前期は3億75百万円の増加）、投資活動によるキャッシュ・フローは、69百万円の減少（前期は44百万円の減少）、また、財務活動によるキャッシュ・フローは、1億32百万円の減少（前期は2億84百万円の減少）となりました。

トレーディング業務の概要

	第59期 (2019年3月31日)	第60期 (2020年3月31日)
	(百万円)	(百万円)
資産		
商品有価証券等	1,623	1,282
株券等トレーディング商品	1,451	1,180
債券等トレーディング商品	172	101
その他トレーディング商品		
デリバティブ取引	13	134
オプション取引	0	16
先物取引	12	117
計	1,637	1,416
負債		
商品有価証券等	220	365
株券等トレーディング商品	220	365
債券等トレーディング商品		
その他トレーディング商品		
デリバティブ取引	6	105
オプション取引	1	4
先物取引	4	101
計	226	470

自己資本規制比率

	第59期 (2019年3月31日)	第60期 (2020年3月31日)
	(百万円)	(百万円)
基本的項目 (A)	16,118	15,909
補完的項目	金融商品取引責任準備金	2
	一般貸倒引当金	
	評価差額金等	508
計 (B)	511	415
控除資産 (C)	6,296	6,609
固定化されていない自己資本の額 (A) + (B) - (C) (D)	10,332	9,715
リスク相当額	市場リスク相当額	499
	取引先リスク相当額	16
	基礎的リスク相当額	211
計 (E)	727	753
自己資本規制比率(D) / (E) × 100 (%)	1,419.8	1,289.5

(注) 上記は金融商品取引法の規定にもとづき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」および「金融庁告示第59号」の定めにより決算数値をもとに算出したものです。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりです。

重要な会計方針および見積もり

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準にもとづき作成しております。この財務諸表の作成にあたって必要と思われる見積もりは、合理的な基準に基づいて実施しております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大の影響対策としては、出社人数を制限するためリモートワーク機能を推進しながら、市場取引、バックオフィス業務等の根幹の証券業務が適切に行われる態勢を整備しています。コロナ禍の影響は一過性のもと考えておりますが、この先、金融経済状況が厳しい状況になった場合、経営成績に影響が出る可能性があります。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ 財政状態の分析

当事業年度末の流動資産の増加の主な原因は、預託金の増加によるものであり、固定資産の減少の主な原因は、減価償却引当金の増加によるものです。

流動負債の増加の主な原因は、受入保証金の増加によるものであり、固定負債の減少の主な原因は、繰延税金負債の増加によるものです。

また、純資産の減少の主な原因は、利益剰余金の減少によるものです。

この結果、当事業年度の自己資本比率は78.1%（前期末は83.6%）となりました。

また、期末発行済株式総数に基づく1株当たり純資産額は、1,731円07銭（前期末1,777円70銭）となりました。

当社は、業務運営を行うに際し、財務の健全性に留意して、リスク管理に関わる社内諸規則の策定を初め、十全な管理態勢を構築しております。特に、証券会社の財務の健全性を測るものである「自己資本規制比率」を最重要指標と位置付け、当指標が1,000%を維持することに努めております。

ロ 当事業年度の経営成績等の分析

当事業年度の国内株式市場は、前半は、米中間の貿易摩擦や英国の欧州連合離脱問題、また日韓関係の悪化懸念など不透明な外部環境のなか、国内景気や企業収益の見通しなどに対する強気・弱気の投資家心理が交錯して、株価は上値の重い不安定な動きになりました。後半、米中間問題を巡る関係の落ち着きなどから市場にやや安心感が戻り、緩やかな上昇が年末まで続きましたが、年が明けてから、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大、それに伴う景気減速懸念、円高ドル安の進行などを背景に、株式市場は歴史的な暴落相場となりました。

この期間の日経平均株価は、当初、2万円と2万2千円の間を上下した動きのあと1年2か月ぶりの高値となる2万4千円台まで上昇しましたが、一転して急落、1万6千円台まで大幅な下落となりました。

このような市場環境のなかで、対顧客営業面では、個別株オプションなど取引所上場のデリバティブを利用した取引手法を、JPX との共催セミナーなど各種セミナーを通じて紹介する活動を行う一方、つみたてNISA等による資産形成の提案など、個々の顧客ニーズに合わせた提案型営業を地道に継続いたしました。しかしながら、顧客の投資マインドがリスク回避傾向に留まったこともあり、その結果、当期の受入手数料は1億51百万円（前期比93.7%）となりました。

一方、自己売買部門では、リスク管理を徹底した取引を行い通常のディーリング損益は好調なものとなりましたが、一方で、株式市場の急落により保有有価証券の評価損を計上したことから、当期のトレーディング損益は前期に比べて減少、2億64百万円（同82.6%）となりました。

当社の業務である金融商品取引業の特性上、時に金融資本市場の相場変動の影響を受けて困難な状況に直面することがあります。今後、特に、新型コロナウイルス感染症の影響について予断は許されませんが、当社は金融資本市場のインフラストラクチャーとして、市場取引の機能維持、顧客本位の業務運営を進めてまいります。

八 経営成績に重要な影響を与える要因について

2 「事業等のリスク」に記載のとおりであります。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大の影響対策として、出社人数を制限するためリモートワーク機能を推進しながら、市場取引、バックオフィス業務等の根幹の証券業務が適切に行われる態勢を整備しています。コロナ禍の影響は一過性のものと考えておりますが、この先金融経済状況が厳しい状況になった場合、経営成績に影響が出る可能性があります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、主として預り金及び受入保証金の増加による収入が10億93百万円あったこと等により増加し、一方、投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の取得による支出が2億94百万円あったこと等から減少、また、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いによる支出が1億32百万円あったこと等により減少いたしました。

その結果、現金及び現金同等物の当事業年度末の残高は71億57百万円と前期末に比べ5億46百万円増加いたしました。

運転資金につきましては、財務方針として内部資金の充実を図ることとしており、外部からの資金調達によらず自己資金の枠内での運用を行っております。なお、現時点において、十分な資金の財源及び流動性を確保しておりますが、金融機関との間に当座貸越契約を結び運転資金を確保する体制を整えております。

また、重要な資本的支出の予定はありません。

4 【有価証券の売買等業務の状況】

(1) 有価証券の売買の状況(先物取引等を除く)

最近2事業年度における有価証券の売買の状況(先物取引を除く)は、次のとおりです。

株券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	23,998	28,551	52,550
第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	26,470	26,946	53,416

債券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	278	419	697
第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	2	313	315

受益証券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	3,169	193,194	196,364
第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	5,946	174,515	180,462

(2) 証券先物取引等の状況

最近2事業年度における証券先物取引等の状況は、次のとおりです。

株式に係る取引

期別	先物取引(百万円)		オプション取引(百万円)		合計(百万円)
	受託	自己	受託	自己	
第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	52,837	2,938,403	44,075	3,769,023	6,804,340
第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	19,224	2,076,648	38,498	2,934,272	5,068,643

債券に係る取引

期別	先物取引(百万円)		オプション取引(百万円)		合計(百万円)
	受託	自己	受託	自己	
第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	28,143	30,645	46,548	5,749	111,085
第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	37,631	52,285	109,207	14,016	213,141

5 【有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況】

最近2事業年度における有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の状況は、次のとおりです。

(1) 株券

(単位：千株、百万円)

期別		引受高		売出高		特定投資家 向け売付け 勧誘等の 総額		募集の 取扱高		売出しの 取扱高		私募の 取扱高		特定投資家 向け売付け 勧誘等の 取扱高	
		株数	金額	株数	金額	株数	金額	株数	金額	株数	金額	株数	金額	株数	金額
第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	内国 株券							0	1						
	外国 株券														
第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	内国 株券							0	0						
	外国 株券														

(2) 債券

(単位：百万円)

期別	種類	引受高	売出高	特定投資家 向け売付け 勧誘等の 総額	募集の 取扱高	売出しの 取扱高	私募の 取扱高	特定投資家 向け売付け 勧誘等の 取扱高
第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	国債	300			27			
	地方債							
	特殊債							
	社債							
	外国債券							
	合計	300			27			
第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	国債	203			40			
	地方債							
	特殊債							
	社債							
	外国債券							
	合計	203			40			

(3) 受益証券

(単位：百万円)

期別	種類	引受高	売出高	特定投資家 向け売付け 勧誘等の 総額	募集の 取扱高	売出しの 取扱高	私募の 取扱高	特定投資家 向け売付け 勧誘等の 取扱高
第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	株式 投信	単位型						
		追加型			245			
	公社債 投信	単位型						
		追加型						
	外国投信						3,136	
	合計				245		3,136	
第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	株式 投信	単位型						
		追加型			69			
	公社債 投信	単位型						
		追加型						
	外国投信							
	合計				69			

(4) その他

(単位：百万円)

期別	種類	引受高	売出高	特定投資家 向け売付け 勧誘等の 総額	募集の 取扱高	売出しの 取扱高	私募の 取扱高	特定投資家 向け売付け 勧誘等の 取扱高
第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	コマーシャル・ ペーパー							
	外国証券							
第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	コマーシャル・ ペーパー							
	外国証券							

6 【その他の業務の状況】

最近2事業年度におけるその他の業務の状況は、次のとおりです。

(1) 公社債の払込金の受入れおよび元利金支払の代理業務状況

期別	払込金の受入額 (百万円)	元金の支払額 (百万円)	利金の支払額 (百万円)	元利金の支払額合計 (百万円)
第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	27	182	9	191
第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	40	63	6	69

(2) 証券投資信託受益証券の収益金、償還金および一部解約金支払の代理業務状況

期別	収益金支払額 (百万円)	償還金支払額 (百万円)	解約金支払額 (百万円)
第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	87		1,492
第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	54		2,296

(3) 有価証券の保護預り業務

期別	区分		国内有価証券	外国有価証券	
第59期 (2019年3月31日)	株券(千株)		17,121	893	
	債券(百万円)		235	253	
	受益証券 (国内:百万口 外国:百万円)	追加型	株式	1,386	4,848
			公社債	11	
	新株予約権証券(個)				
第60期 (2020年3月31日)	株券(千株)		19,356	953	
	債券(百万円)		215	116	
	受益証券 (国内:百万口 外国:百万円)	追加型	株式	1,065	4,721
			公社債	6	
	新株予約権証券(個)		30,634		

(4) 有価証券の貸借およびこれにともなう業務状況(信用取引に係る顧客への融資および貸株)

期別	顧客の委託にもとづいて行った融資額と これにより顧客が買付けている株数		顧客の委託にもとづいて行った貸株数と これにより顧客が売付けている代金	
	株数(千株)	金額(百万円)	株数(千株)	金額(百万円)
第59期 (2019年3月31日)	972	596	4	20
第60期 (2020年3月31日)	306	347	3	36

(5) その他の商品の売買の状況

該当事項はありません。

(6) その他

有価証券に関する常任代理業務

外国投資家のための有価証券の取得または処分の申請手続代行ならびにこれらに付随する代理業務をおこなっております。

7 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

8 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

重要な設備に関する該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

2020年3月31日現在

店舗名その他	所在地	土地		建物		従業員数 (名)
		面積(m ²)	帳簿価額(百万円)	延面積(m ²)	帳簿価額(百万円)	
本店	大阪市中央区	494.74	1,088	3,979.33	820	28
東京店	東京都中央区	292.68	1,132	2,104.19	400	14
京都研修所 他6ヶ所	京都市左京区 他	2,050.0	544	1,970.43	114	
計		2,837.42	2,766	8,053.95	1,335	42

(注) 1 建物の帳簿価額には、附属設備を含んでおります。
2 上記の土地、建物の他に器具備品があります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月25日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	9,486,400	9,486,400	東京証券取引所 (市場第一部)	(注)
計	9,486,400	9,486,400		

(注) 発行済株式はすべて、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

2015年10月23日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

なお、2017年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行っており、以下は当該株式併合を反映した数値で記載しております。

決議年月日	2015年10月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3、当社監査役3、当社従業員36 合計42
新株予約権の数(個)	495(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 48,000(注)1
新株予約権の払込金額(円)	1,950(注)2
新株予約権の行使期間	2015年11月2日～2020年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,960 資本組入額 980
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は、100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割または株式併合をおこなう場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみおこなわれ、次の算式により調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、当社が資本の減少、合併または会社分割等、付与株式数の調整を必要とするやむを得

ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」には当社が保有する自己株式数の数を除くものとし、自己株式の処分をおこなう場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位にあることを要す。ただし、当社の取締役、監査役を任期満了により退任または定年退職その他当社取締役会が特に承認した正当な理由がある場合には、退任または定年退職した日の翌日から起算して6ヶ月間に限り、引き続き新株予約権を行使することができる。

ただし、当該権利行使は、権利行使期間内になさなければならない。

本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権者が死亡した日の翌日から起算して6ヶ月間に限り、相続人がこれを行行使できるものとする。

ただし、相続人全員の合意により相続人から権利継承者1名を定めて、行使をした場合に限る。当該権利継承者が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行行使することはできない。

本新株予約権者は、権利行使に際して、その一部のみを行行使することはできないものとする。

その他の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年10月1日(注)	85,377	9,486		12,000		3,000

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株を1株に併合いたしました。これにより発行済株式総数は85,377千株減少し9,486千株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		18	27	68	25	7	4,672	4,817	
所有株式数 (単元)		10,413	1,568	47,630	649	41	34,219	94,520	34,400
所有株式数 の割合(%)		11.01	1.65	50.39	0.68	0.04	36.20	100.00	

(注) 1 自己株式 31,233株は、「個人その他」に312単元、「単元未満株式の状況」に33株含めて記載しております。なお、自己株式31,233株は、株主名簿上の株式数であり期末日現在の実質的な所有株式数でもありません。

2 上記「その他の法人」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
株式会社 巽事務所	大阪府大阪市中央区北浜二丁目1番10号	1,474	15.59
株式会社 巽丸	東京都港区高輪二丁目14番23号	1,149	12.16
株式会社 巽也蔵	東京都港区南青山六丁目8番16号	1,074	11.37
株式会社 哲学の道文庫	京都府京都市左京区鹿ヶ谷寺ノ前町 21番地2	922	9.75
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	407	4.31
巽 大 介	東京都港区	245	2.60
振 角 典 子	東京都品川区	232	2.45
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	190	2.01
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	94	1.00
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	89	0.94
計		5,879	62.19

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)、および日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
(信託口)の持株数は、すべて信託業務にかかる株数であります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 31,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,420,800	94,208	
単元未満株式	普通株式 34,400		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	9,486,400		
総株主の議決権		94,208	

- (注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式は、全て当社保有の自己株式であります。
2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権1
個)含まれております。
3 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式33株が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 光世証券株式会社	大阪市中央区北浜二丁目 1番10号	31,200		31,200	0.33
計		31,200		31,200	0.33

(注) 自己株式は、2019年7月19日に実施した譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分により38,318株、2019年12月13日に実施した譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分により2,500株減少しております。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議にもとづかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	343	227,311
当期間における取得自己株式	94	48,918

(注) 当事業年度における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況および保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 (譲渡制限付株式報酬としての処分)	40,818	49		
保有自己株式数	31,233		31,327	

(注) 当事業年度における保有自己株式数には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り、買増請求による売渡及び新株予約権の権利行使の株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

利益配分につきましては継続的かつ安定的に配当を行うことを念頭に、資本増強の観点から内部留保の充実に配慮し、総合的な観点から株主価値の向上を目指すことを基本方針としております。当社の剰余金の配当は年1回の期末配当としており、配当の決定機関は株主総会であります。

内部留保金につきましては、安定的な経営基盤の構築と今後の事業展開のために使用していく方針であります。以上の方針にもとづき検討しました結果、2020年6月25日開催の定時株主総会において当事業年度の配当は1株当たり7円の配当を実施することに決定いたしました。なお、この場合の配当総額は66,186,169円となり、当事業年度の純資産配当率は0.40%となります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2020年6月25日 定時株主総会決議	66	7.0

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、証券市場のインフラストラクチャーとしての社会的使命と責任を果たしながら、株主、顧客、社員や地域社会等さまざまなステークホルダーからの信頼に応え、持続的な企業価値向上を図るために、有効かつ機能的なコーポレート・ガバナンスを構築します。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、我が国の証券市場発展に資する役割を担っている責任感のもと、業務の規模、複雑性にふさわしい能力を備えた、実効的で相互補完的かつ多様性のある取締役会を構築することを目途とし、現在の企業統治体制を採用しております。

当社の社外取締役には、法律、会計、税務のそれぞれの分野で十分な知識・経験を有する専門家が就任しております。

なお、2020年6月25日開催の第60回定時株主総会において、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、取締役会の監査・監督機能の強化、業務執行決定権限の取締役への委任など意思決定および業務執行の迅速化・効率化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することが決議されました。

（取締役会）

取締役会は、取締役7名（うち社外取締役3名、4-(2)-参照）で構成されており、当社の戦略的な方向付けを行う機関です。取締役会は、原則として毎月1回開催され、経営の基本方針、計画、その他経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、当社の業務執行を監督します。

（監査等委員会）

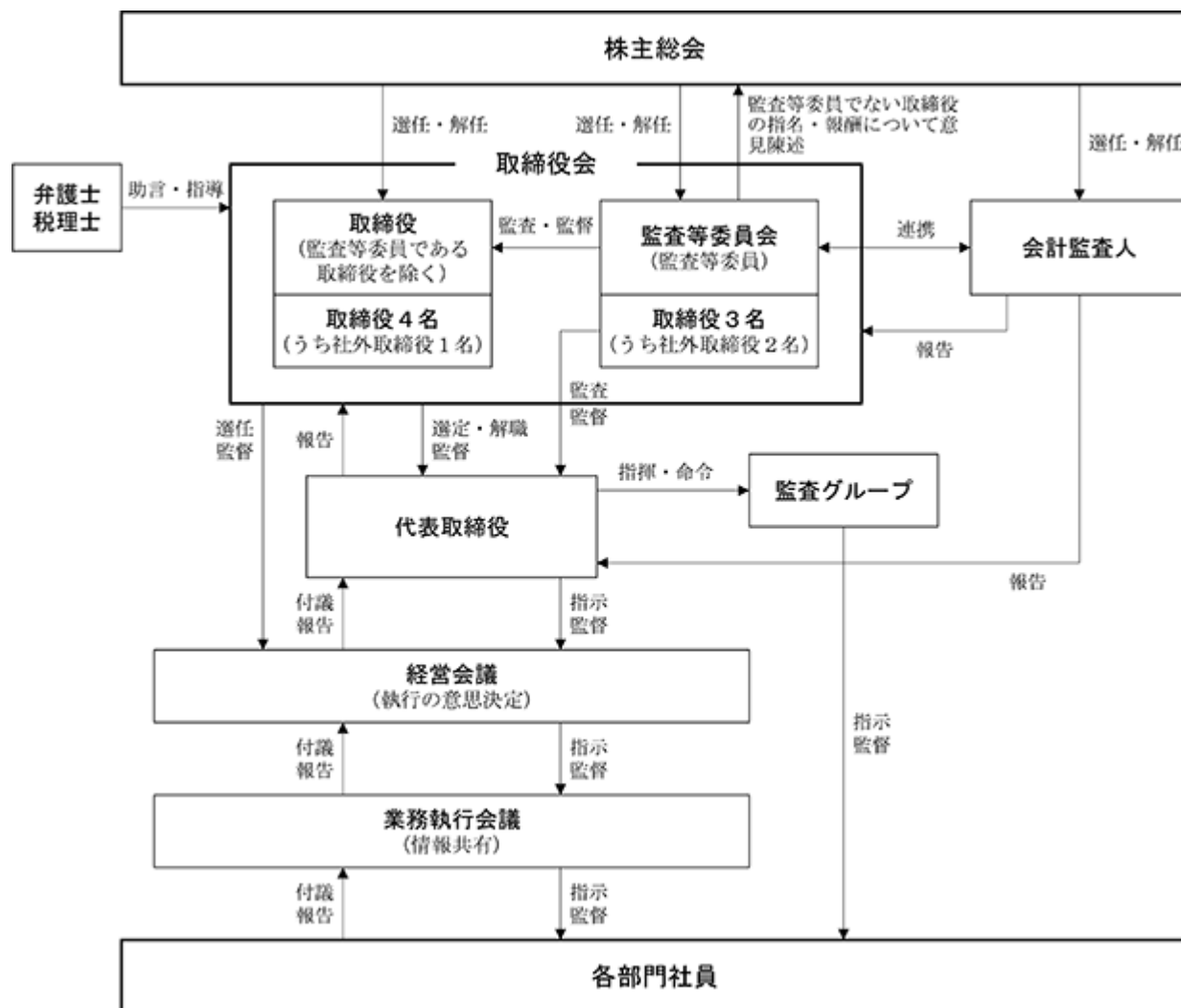
監査等委員会は取締役3名（うち社外取締役2名、4-(2)-参照）で構成されており、監査等委員である取締役は取締役会において議案の審議、決議に参加し、また業務執行状況の報告を受ける等のほか、内部監査部門や会計監査人とも情報の交換を密に行い、監査の実効性向上を図っております。

（経営会議）

経営会議は、当社の業務執行を担う取締役および執行役員からなる会議体であり、毎週定期的で開催される会議において業務上の主要課題について検討が行われます。そこで議論また決議された事項は、社長を含む取締役会への報告と各部門への伝達・指示がなされます。

（業務執行会議）

業務執行会議は、経営会議の下部組織として、各部門の代表からなる会議体であり、業務上の様々な課題についての検討が行われ、そこで議論また決議された事項は、経営会議への報告がなされます。



企業統治に関するその他の事項

イ 会社の機関の基本説明

当社は、監査等委員会を設置しており、監査等委員会が業務執行者である取締役を監査・監督する体制としております。

取締役会における社外取締役には、監査等委員である取締役が2名、監査等委員でない取締役が1名、合わせて3名（3名とも非常勤）を選任しております。

一つの弁護士事務所、一つの税理士事務所とそれぞれ顧問契約を締結しており、必要に応じてアドバイスを受けております。

また、会計監査人として、有限責任あずさ監査法人と会計監査契約を締結しております。

ロ 会社の機関および内部統制システムの整備の状況

当社は、社内規則として内部統制基本方針を定め、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を構築しております。

- （ ）取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- （ ）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
- （ ）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- （ ）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- （ ）本会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- （ ）監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- （ ）取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- （ ）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ハ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員との間に、会社法第427条第1項の規定にもとづき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

ニ リスク管理体制の整備の状況

当社では、金融・資本市場のゲートキーパーとして市場の取引に積極的に関与し、その過程において、リスク管理体制の強化等を徹底して行い、自己売買能力の一段の向上を目指しております。リスク管理は、金融商品取引業にとって本質的な機能のひとつであり、財務健全性や収益性にも影響する最重要事項であると位置付け、経営陣の強いコミットのもと万全なリスク管理体制の構築・改善を図っております。

ホ その他

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名以内、監査等委員である取締役は3名以内とする旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策を遂行できるように会社法第165条第2項の規定にもとづき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

取締役および監査役の責任免除

当社は、取締役会の決議により、法令の定める限度において、取締役および監査役であったものの任務を怠ったことによる損害賠償責任を免除することができる旨を定款に定めております。これは、職務の遂行にあたり役割を十分に発揮できるようにすることを目的としております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 7名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役社長 (代表取締役)	巽 大 介	1964年 5月17日	1997年12月 1998年 6月 2000年 6月	当社入社 理事 取締役 社長室長委嘱 代表取締役社長(現任)	(注)2	2,454
取締役 CS統括担当	西 川 雅 博	1960年 6月24日	1990年 4月 2007年 1月 2017年 6月 2018年 6月	当社入社 執行役員 営業グループ担当 エグゼクティブマネージャー コンサルティンググループ担当 取締役 CS統括担当(現任)	(注)2	50
取締役 システムソリューション グループ兼ネット事業推進 グループ兼管理部門管掌	石 川 卓 也	1963年 6月12日	1985年 4月 2011年 4月 2016年 4月 2019年 6月 2019年 6月	当社入社 執行役員 システムソリューション グループ担当 常務執行役員 システムソリュー ショングループ兼ネット事業推進グ ループ兼管理部門担当 取締役 システムソリューショング ループ兼ネット事業推進グループ兼 管理部門管掌(現任) 株式会社亀山社中代表取締役(現任)	(注)2	33
取締役	山 本 將 晴	1970年 1月 8日	2002年 2月 2002年 9月 2008年 6月	税理士登録 山本会計事務所所長(現任) 当社取締役(現任)	(注)2	212
取締役 監査等委員	森 正 行	1965年 2月 2日	1993年 4月 2012年 6月 2019年 6月 2020年 6月	当社入社 監査役 執行役員 監査グループ兼内部統制監査室担当 取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	
取締役 監査等委員	児 玉 憲 夫	1935年10月 3日	1962年 4月 1999年 4月 2000年 4月 2004年 6月 2020年 6月	弁護士登録 新世綜合法律事務所所長(現任) 大阪弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 当社監査役 取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	5
取締役 監査等委員	村 形 聡	1964年 6月16日	1987年 9月 1991年12月 1995年10月 2007年 8月 2009年 6月 2020年 6月	監査法人中央会計事務所入所 公認会計士登録 村形会計事務所設立(現任) 税理士法人ゼニックス・コンサル ティング設立 CEO(現任) 当社監査役 取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	
計						2,755

- (注) 1 山本 将晴、児玉 憲夫及び村形 聡は、社外取締役です。
 2 取締役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時
 までです。
 3 取締役(監査等委員)の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株
 主総会終結の時までです。
 4 2020年6月25日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監
 査等委員会設置会社へ移行しました。
 5 当社は、業務執行の迅速性・効率性を高めるため、執行役員制度を導入しております。
 有価証券報告書提出日現在の執行役員は1名で、執行役員コンサルティンググループ担当 告野 守で構成
 されております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名です。

山本将晴氏は、当社との間には人的関係、資本的関係および取引関係その他の利害関係が無く、客観的な立場から職務を適切に遂行しております。同氏は税理士として、税務、財務、経理面の専門的知識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスの向上を図るにあたり、経営に対して独立した立場から有用な意見を頂くことを目的として、社外取締役に選任しております。

児玉憲夫氏、村形聡氏の両氏は、当社との間には人的関係、資本的関係および取引関係その他の利害関係はありません。児玉憲夫氏は弁護士として法務に関する専門的知識や経験を有しており、また、村形聡氏は公認会計士・税理士として財務および会計に関する専門的知識や経験を有しており、経営に対して独立性を確保した立場から監視・監督機能を果たすことを目的として、両氏を監査等委員である社外取締役に選任しております。

なお、山本将晴氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に毎回出席するほか、内部監査部門から社内監査状況についての報告を受け、中立的・専門的な観点から助言や提言を行ない、また、会計監査人とも定期的な情報交換を行うなど相互連携に努め、経営に対して独立した立場から監視・監督機能を果たしております。

なお、社外役員の独立性に関する基準または方針について定めておりませんが、選任に当たっては、東京証券取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

また、社外取締役が所有する株式数については「2 役員の状況 役員一覧」に記載しております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員である取締役は、取締役会に出席し取締役の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況および取締役会の監督義務の履行状況を監視するなど取締役が内部統制システムを適切に整備し運用しているかを監視しております。また、会計監査人から、職務の執行が適正におこなわれていることを確保するための体制の整備状況、会社法および金融商品取引法にもとづく監査計画、監査体制、会計監査結果、有価証券報告書および財務報告に係る内部統制報告書監査結果について報告を受けるとともに、適宜、質疑応答、意見交換をおこない相互連携をはかっております。そのほか、内部監査部門とも定期的な情報交換および意見交換を実施しております。

なお、当事業年度は、監査等委員会設置会社への移行前の監査役監査が行われました。監査役会では、法務に関する相当程度の知見を有する弁護士と、財務および会計に関する相当程度の知見を有する公認会計士の2名が社外監査役として経営に対して独立性を確保した立場から監査を行ないました。個々の監査役の監査役会への出席状況については次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
森 正行	1	1
小河 伸二	6	6
児玉 憲夫	7	7
村形 聡	7	7

監査役会では、取締役会のほか執行役員会議などで議論される重要事項に関して、財務・会計・法務上の専門的な観点にたって検討や助言を行ないました。

また、常勤の監査役は、執行役員会議のほか重要な会議体へも参加し、重要な決裁書類等を閲覧、業務部門への意見聴取など、日常的に業務監査を行ないました。

内部監査の状況

内部監査は、監査グループ（1名）と内部統制監査室（1名）が行います。監査グループは主として法規制・社内ルール遵守状況、内部統制監査室は内部統制の有効性の把握・評価の観点から監査を実施するとともに、監査等委員会および会計監査人と適宜、意見交換をおこない相互連携を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

17年間

継続監査期間は、現任の監査人である有限責任 あずさ監査法人が2003年に新日本監査法人から業務を引き継いで以降の期間を開示しております。

c. 業務を執行した公認会計士

池田 剛士

北口 信吾

d. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者は公認会計士8名と会計士試験合格者2名、その他3名（IT監査担当他）の計13名による監査チームで構成されております。

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人候補者から、監査法人の概要、監査の実施体制等、監査報酬の見積額について書面を入手し、面談、質問等を通じて選定することとしております。当監査法人の品質管理体制、独立性及び専門性等を総合的に勘案し、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人として選定したものであります。

また、会計監査人が、下記の事項に該当すると認められた場合は、会計監査人の解任又は不再任の議案を決定し、株主総会に上程することとしております。

- ・会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると判断される場合
- ・会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合
- ・その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合等

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、日本監査役協会会計委員会「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（2017年10月13日改正）等を踏まえ、監査法人の品質管理の適切性、監査チームの独立性や専門性、監査報酬の内容や水準の適切性、コミュニケーションの適切性や不正リスクへの十分な配慮等の観点から評価を行います。

なお、当事業年度については、監査等委員会設置会社への移行前の監査役及び監査役会は、有限責任 あずさ監査法人の職務執行に問題はないものと評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に もつづく報酬(百万円)	非監査業務に もつづく報酬(百万円)	監査証明業務に もつづく報酬(百万円)	非監査業務に もつづく報酬(百万円)
提出会社	16	1	16	1
計	16	1	16	1

当社における非監査業務の内容は、顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務です。

b. 監査公認会計士等との同一ネットワークに対する報酬 (a. を除く)

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社における監査報酬については、監査計画にもとづき監査日数等を勘案したうえで、監査等委員会の同意を得て決定されます。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当事業年度については、監査等委員会設置会社への移行前の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算定根拠の適切性等について必要な検証を行い、その結果、報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役報酬限度額は、1986年12月19日開催の第26回定時株主総会の決議において年額2億50百万円以内（取締役8名以内）、監査役報酬限度額も1994年6月29日開催の第34回定時株主総会の決議において年額30百万円以内（監査役3名以内）と決議いただいております。各取締役および各監査役の報酬額は、経営内容や業績等を勘案した上、個々の職責や実績等に応じて決定することとしております。

各取締役の具体的な報酬額は、2019年6月26日に開催された取締役会において、上記の方針の下、報酬決定を代表取締役社長 巽大介に一任する旨が決議されております。また、各監査役についても、同日に開催された、常勤監査役 小河伸二を議長とする監査役会の協議によって適正な報酬額を決定しております。

報酬の内容は、その他にストック・オプションならびに退職慰労金で構成しております。ストック・オプションは、株式報酬型として当社の業績向上による株価の上昇と直接連動することから、業績向上への意欲の高まりが期待されるものとなっており、また、退職慰労金においては、社内内規にもとづき、報酬月額に在位年数および役位別係数を乗じた支給見込額を計上しております。

なお、2019年6月26日開催の第59回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入することが決議されました。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	譲渡制限付株式報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	90	54	19	17	4
監査役 (社外監査役を除く)	5	5		0	2
社外役員	4	4			3

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

純投資目的である投資株式を、専ら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを保有目的とするものとして、それ以外の目的で投資するものと区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

対象企業の将来の収益性、リスク・リターン、資本コスト等を勘案し、戦略的に投資銘柄を選定いたします。また、保有する意義が希薄になった場合、当社の資本政策に合致しなくなった等の場合には、当該株式の縮減を進めるなど、保有株式のポートフォリオについて適宜の見直しを行います。

取締役会において、2020年3月31日を基準日とした投資株式の保有状況等について、すべての銘柄の保有が適当であると確認されております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	2
非上場株式以外の株式	4	1,166

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式以外の株式	1	116	期待する将来の収益性と当社の 企業価値向上のため。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本取引所 グループ(株)	530,190	465,190	期待する将来の収益性と当社の 企業価値向上のため。	無
	1,010	917		
(株) 協和エクシオ	56,916	56,916	期待する将来の収益性と当社の 企業価値向上のため。	有
	136	173		
日本証券金融 (株)	35,475	35,475	期待する将来の収益性と当社の 企業価値向上のため。	無
	17	20		
(株)きんでん	963	963	期待する将来の収益性と当社の 企業価値向上のため。	無
	1	1		

(注)定量的な保有効果の記載は困難であるため、記載しておりません。保有の合理性は、取締役会において、対象企業の将来の収益性、リスク・リターン、資本コスト等の観点に留意し、当社の資本戦略に見合っているかどうか総合的に勘案して検証しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定にもとづき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)および「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付 日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定にもとづき、第60期事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金およびキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準および利益剰余金基準による割合を示すと次のとおりであります。

資産基準	0.0 %
売上高基準	0.0 %
利益基準	0.3 %
利益剰余金基準	5.9 %

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

また、利益剰余金基準は一時的な要因で高くなっておりますが、重要性はないものと認識しております。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するため次のような取組みをおこなっております。具体的には、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の内容および変更等についての確な情報収集につとめるため、セミナーへ参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	6,610	7,157
預託金	2,420	3,434
トレーディング商品	1,637	1,416
商品有価証券等	*2 1,623	*2 1,282
デリバティブ取引	13	134
約定見返勘定	560	66
信用取引資産	1,009	1,219
信用取引貸付金	596	347
信用取引借証券担保金	413	871
有価証券担保貸付金	15	7
借入有価証券担保金	15	7
立替金	0	0
顧客への立替金	0	0
短期貸付金	1	1
前払金	0	0
前払費用	7	17
未収入金	0	0
未収還付法人税等	47	12
未収収益	15	11
短期差入保証金	281	296
その他の流動資産	35	-
流動資産計	12,644	13,641
固定資産		
有形固定資産	*1 4,176	*1 4,130
建物	1,383	1,335
器具備品	27	29
土地	2,766	2,766
無形固定資産	40	27
ソフトウェア	39	26
電話加入権	0	0
その他	1	1
投資その他の資産	3,165	3,164
投資有価証券	*2 2,743	*2 2,748
関係会社株式	7	7
長期立替金	87	87
その他	562	556
貸倒引当金	235	235
固定資産計	7,382	7,323
資産合計	20,026	20,964

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	226	470
商品有価証券等	220	365
デリバティブ取引	6	105
信用取引負債	102	77
信用取引借入金	*2 81	*2 40
信用取引貸証券受入金	20	36
受取差金勘定	7	6
預り金	1,815	2,144
顧客からの預り金	1,788	2,118
その他の預り金	26	26
受入保証金	388	1,152
未払金	9	8
未払費用	35	58
未払法人税等	30	50
賞与引当金	15	13
流動負債計	2,630	3,982
固定負債		
繰延税金負債	214	172
退職給付引当金	63	60
役員退職慰労引当金	352	353
その他の固定負債	4	4
固定負債計	635	590
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	*3 2	*3 2
特別法上の準備金計	2	2
負債合計	3,268	4,575

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,000	12,000
資本剰余金		
資本準備金	3,000	3,000
その他資本剰余金	1,128	1,106
資本剰余金合計	4,128	4,106
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	300	-
繰越利益剰余金	91	92
利益剰余金合計	208	92
自己株式	87	37
株主資本合計	16,249	15,976
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	486	391
評価・換算差額等合計	486	391
新株予約権	21	21
純資産合計	16,758	16,388
負債・純資産合計	20,026	20,964

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営業収益		
受入手数料	161	151
委託手数料	139	135
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等 の取扱手数料	6	0
その他の受入手数料	16	14
トレーディング損益	*1 320	*1 264
金融収益	*2 75	*2 135
その他の営業収益	82	86
営業収益計	639	638
金融費用	*3 9	*3 11
純営業収益	630	627
販売費・一般管理費		
取引関係費	*4 83	*4 78
人件費	*5 519	*5 460
不動産関係費	*6 136	*6 139
事務費	*7 12	*7 12
減価償却費	79	75
租税公課	*8 135	*8 146
その他	*9 34	*9 35
販売費・一般管理費計	1,001	947
営業損失()	371	319
営業外収益	*10 167	*10 155
営業外費用	*10 1	*10 4
経常損失()	205	168
特別利益		
固定資産売却益	58	2
新株予約権戻入益	-	0
金融商品取引責任準備金戻入	0	0
特別利益計	59	2
税引前当期純損失()	146	165
法人税、住民税及び事業税	3	3
当期純損失()	149	169

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	12,000	3,000	1,128	4,128	300	340	640
当期変動額							
別途積立金の取崩					-	-	-
剰余金の配当						282	282
当期純損失()						149	149
自己株式の取得							
自己株式の処分			-	-			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	431	431
当期末残高	12,000	3,000	1,128	4,128	300	91	208

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等合計		
当期首残高	86	16,682	174	174	21	16,878
当期変動額						
別途積立金の取崩		-				-
剰余金の配当		282				282
当期純損失()		149				149
自己株式の取得	0	0				0
自己株式の処分	-	-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			312	312	-	312
当期変動額合計	0	432	312	312	-	120
当期末残高	87	16,249	486	486	21	16,758

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	12,000	3,000	1,128	4,128	300	91	208
当期変動額							
別途積立金の取崩					300	300	-
剰余金の配当						131	131
当期純損失()						169	169
自己株式の取得							
自己株式の処分			22	22			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	22	22	300	0	300
当期末残高	12,000	3,000	1,106	4,106	-	92	92

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等合計		
当期首残高	87	16,249	486	486	21	16,758
当期変動額						
別途積立金の取崩		-				-
剰余金の配当		131				131
当期純損失()		169				169
自己株式の取得	0	0				0
自己株式の処分	49	27				27
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			95	95	0	95
当期変動額合計	49	273	95	95	0	369
当期末残高	37	15,976	391	391	21	16,388

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 ()	146	165
減価償却費	79	75
貸倒引当金の増減額 (は減少)	0	0
役員退職慰労引当金の増減額 (は減少)	81	0
金融商品取引責任準備金の増減額 (は減少)	0	0
投資事業組合運用損益 (は益)	110	87
有形固定資産売却損益 (は益)	58	2
受取利息及び受取配当金	34	45
預託金の増減額 (は増加)	528	1,014
預り金及び受入保証金の増減額 (は減少)	176	1,093
約定見返勘定の増減	1,212	494
トレーディング商品 (資産) の増減額 (は増加)	1,295	220
トレーディング商品 (負債) の増減額 (は減少)	47	244
信用取引資産の増減額 (は増加)	267	209
信用取引負債の増減額 (は減少)	83	24
短期差入保証金の増減額 (は増加)	25	14
有価証券担保貸付金の増減額 (は増加)	2	8
その他	33	88
小計	488	661
利息及び配当金の受取額	34	45
法人税等の還付額	-	54
法人税等の支払額	147	12
営業活動によるキャッシュ・フロー	375	748
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1	14
有形固定資産の売却による収入	122	-
投資有価証券の取得による支出	398	294
投資事業有限責任組合からの分配による収入	232	237
その他	1	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	44	69
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	284	132
財務活動によるキャッシュ・フロー	284	132
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	46	546
現金及び現金同等物の期首残高	6,563	6,610
現金及び現金同等物の期末残高	1 6,610	1 7,157

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 トレーディングに関する有価証券等の評価基準および評価方法

当社におけるトレーディング商品に属する有価証券およびデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

2 トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準および評価方法

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)の規定にもとづき、トレーディング関連以外の有価証券等については、以下の評価基準および評価方法を適用しております。

満期保有目的の債券

償却原価法によっております。

その他有価証券

ア 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等にもとづく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。売却原価については移動平均法により算定しております。

イ 時価のないもの

移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

・建物	6～50年
・器具備品	3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)にもとづく定額法によっております。

4 引当金および特別法上の準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、当社所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額にもとづき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

発生の翌年度に一時処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規にもとづく支給見込額を計上しております。

(5) 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5の規定にもとづき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出された額を計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6 消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

(追加情報)

当社は、市場取引の機能維持を前提としながら、より一層のテレワークの推進やリモート機能の活用等の措置を図り業務を進めており、会計上の見積り等への新型コロナウイルス感染症の影響はありません。しかしながら、新型コロナウイルスは広く世界に社会に様々な問題を生じさせており、今後も金融資本市場にも大きな影響を及ぼす可能性があり、そのため当社の財務諸表に影響を及ぼす場合もあります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産から控除した減価償却累計額

	第59期 (2019年3月31日)	第60期 (2020年3月31日)
建物	1,846百万円	1,895百万円
器具備品	409百万円	411百万円
計	2,256百万円	2,307百万円

2 担保に供している資産

区分	担保資産の対象となる債務		担保に供している資産		
	債務の種類	期末残高 (百万円)	トレーディング 商品 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	計 (百万円)
第59期 2019年3月31日	信用取引借入金	81	404	187	591
	計	81	404	187	591
第60期 2020年3月31日	信用取引借入金	40	251	400	651
	計	40	251	400	651

- (注) 1 担保に供している資産は、期末帳簿価額を記載しております。
2 上記のほか、信用取引の自己融資見返株券を清算基金の代用として第59期は267百万円、第60期は108百万円差し入れております。
3 (1) 差し入れた有価証券の時価額

	第59期 (2019年3月31日) (百万円)	第60期 (2020年3月31日) (百万円)
信用取引貸証券	20	31
信用取引借入金の本担保証券	80	39
差入証拠金代用有価証券	1,708	1,758
長期差入保証金代用有価証券	17	22
その他担保として差し入れた有価証券		

(2) 差し入れを受けた有価証券の時価額

	第59期 (2019年3月31日) (百万円)	第60期 (2020年3月31日) (百万円)
信用取引借証券	412	155
信用取引貸付金の本担保証券	579	287
受入保証金代用有価証券	903	665
その他担保として受け入れた有価証券	23	14

3 特別法上の準備金

特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。

金融商品取引責任準備金

金融商品取引法第46条の5

(損益計算書関係)

1 トレーディング損益の内訳

第59期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等			
トレーディング損益	304	12	316
債券等・その他の			
トレーディング損益	8	4	3
うち債券等			
トレーディング損益	(8)	(4)	(3)
うちその他の			
トレーディング損益	(0)	()	(0)
計	313	7	320

第60期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株券等			
トレーディング損益	305	41	263
債券等・その他の			
トレーディング損益	4	5	1
うち債券等			
トレーディング損益	(4)	(5)	(1)
うちその他の			
トレーディング損益	(0)	()	(0)
計	301	36	264

2 金融収益の内訳

	第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
信用取引収益	20百万円	92百万円
受取配当金	52百万円	41百万円
受取債券利子	1百万円	1百万円
その他	1百万円	0百万円
計	75百万円	135百万円

3 金融費用の内訳

	第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
信用取引費用	9百万円	11百万円
計	9百万円	11百万円

4 取引関係費の内訳

	第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
支払手数料	18百万円	15百万円
取引所・協会費	30百万円	28百万円
通信・運送費	24百万円	23百万円
旅費・交通費	5百万円	4百万円
広告宣伝費	2百万円	1百万円
交際費	1百万円	4百万円
計	83百万円	78百万円

5 人件費の内訳

	第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬・従業員給与	353百万円	361百万円
その他の報酬・給料	21百万円	20百万円
福利厚生費	45百万円	43百万円
賞与引当金繰入	15百万円	13百万円
退職給付費用	2百万円	4百万円
役員退職慰労引当金繰入	81百万円	17百万円
計	519百万円	460百万円

6 不動産関係費の内訳

	第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
不動産費	20百万円	21百万円
器具備品費	116百万円	118百万円
計	136百万円	139百万円

7 事務費の内訳

	第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
事務委託費	11百万円	11百万円
事務用品費	1百万円	0百万円
計	12百万円	12百万円

8 租税公課の内訳

	第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
事業所税	3百万円	3百万円
外形標準課税	76百万円	85百万円
印紙税	0百万円	0百万円
不動産取得税・固定資産税	38百万円	39百万円
その他	15百万円	17百万円
計	135百万円	146百万円

9 販売費・一般管理費の「その他」の内訳

	第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
教育研修費・営業資料費	0百万円	0百万円
図書費	1百万円	1百万円
水道光熱費	10百万円	10百万円
諸会費・会議費	3百万円	2百万円
寄付金	0百万円	0百万円
その他	18百万円	19百万円
計	34百万円	35百万円

10 営業外収益および費用の内訳

	第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
(営業外収益)		
投資事業組合運用益	110百万円	87百万円
受取配当金(その他有価証券)	27百万円	38百万円
預金利息	7百万円	7百万円
その他	22百万円	21百万円
計	167百万円	155百万円

	第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
(営業外費用)		
その他	1百万円	4百万円
計	1百万円	4百万円

(株主資本等変動計算書関係)

第59期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	9,486			9,486

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	71	0		71

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加 0千株

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2015年ストック・オプションとしての新株予約権						21
合計						21

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	282	30.0	2018年3月31日	2018年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	131	14.0	2019年3月31日	2019年6月27日

第60期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	9,486			9,486

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	71	0	40	31

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加 0千株
譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分による減少 40千株

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2015年ストック・オプションとしての新株予約権						21
合計						21

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	131	14.0	2019年3月31日	2019年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	その他 資本剰余金	66	7.0	2020年3月31日	2020年6月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金・預金	6,610百万円	7,157百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	百万円	百万円
現金及び現金同等物	6,610百万円	7,157百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、有価証券売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し等の金融商品取引業を中核とする投資・金融サービスをおこなっております。

これらの事業を遂行するため、必要な資金調達は、主として自己資金によっておりますが、金融機関等から借入れをおこなう場合もあります。

資金運用については、短期的な預金や貸付金によるほか、会社の利益を確保するため有価証券等の自己売買等とデリバティブ取引をおこなっております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金および預金、法令等にもとづき外部金融機関に信託する顧客分別金信託、顧客の資金運用ニーズに対応するための信用取引貸付金、自己の計算にもとづき保有する商品有価証券や投資有価証券があります。

預金および顧客分別金信託は預入先の信用リスクに晒されていますが、これら各信託財産は金融商品取引法および金融商品取引業等に関する内閣府令により分別され信託銀行等に預託され、信託法により信託保全されています。商品有価証券や投資有価証券は純投資目的および政策投資目的で保有しており、これらはそれぞれ発行体の信用リスク、市場価格および金利の変動リスクに晒されています。その他、顧客からの預り金や受入保証金、信用取引借入金等がありますが、顧客からの預り金や受入保証金は一時的に預っているものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社が保有する現金および預金については、金融機関の信用リスクを算定し、預入先を信用力の高い金融機関に限定するなど、債務不履行による信用リスクの軽減に努めております。

また、信用取引貸付金については、顧客管理規程および信用取引に関する社内ルールにもとづき、与信限度額を定め、その後のマーケットの変動に応じて顧客より相当額の担保を受入れるなど、日々の与信管理をおこなっております。

市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社が保有する有価証券等については、各商品のポジション限度額およびロスカットルールを設定し、その遵守状況を監視しております。

また、日々、管理グループにおいて、ポジションの評価損益・リスク額を管理し、役員が把握しております。

こうした様々なリスク・ファクターを適切に把握し、自己資本規制比率として、日々、役員等関係者に報告する体制をとっております。

なお、当社は原則としてポジションを翌日に持ち越さないよう運用を行っていることから、リスク管理上一定期間の保有を前提としたバリュエーション・アット・リスク等の市場リスクに関する定量的分析を利用しておりません。リスク変数の変動を合理的な範囲で想定した場合における貸借対照表日の時価の増減数およびこれに関連する情報については、ベースポイントバリュエーションにもとづき算定した貸借対照表日の時価の増減額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価額にもとづく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	6,610	6,610	
(2) 預託金	2,420	2,420	
(3) 商品有価証券等および 投資有価証券			
商品有価証券等	1,623	1,623	
投資有価証券	1,689	1,689	
(4) 信用取引資産			
信用取引貸付金	596	596	
信用取引借証券担保金	413	413	
資産計	13,353	13,353	
(1) 商品有価証券等	220	220	
(2) 信用取引負債			
信用取引借入金	81	81	
信用取引貸証券受入金	20	20	
(3) 預り金	1,815	1,815	
(4) 受入保証金	388	388	
負債計	2,526	2,526	

当事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	7,157	7,157	
(2) 預託金	3,434	3,434	
(3) 商品有価証券等および 投資有価証券			
商品有価証券等	1,282	1,282	
投資有価証券	1,698	1,698	
(4) 信用取引資産			
信用取引貸付金	347	347	
信用取引借証券担保金	871	871	
資産計	14,792	14,792	
(1) 商品有価証券等	365	365	
(2) 信用取引負債			
信用取引借入金	40	40	
信用取引貸証券受入金	36	36	
(3) 預り金	2,144	2,144	
(4) 受入保証金	1,152	1,152	
負債計	3,740	3,740	

（注1）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）預託金

現金・預金、預託金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）商品有価証券等および投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は店頭基準気配値から提示された価格または金融機関等が提示している価格、投資信託は基準価格によっております。

（4）信用取引資産

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

（1）商品有価証券等

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

（2）信用取引負債、（3）預り金、（4）受入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

（1）ヘッジ会計が適用されないもの

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（2）ヘッジ会計が適用されるもの

該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	2019年3月31日	2020年3月31日
非上場株式	2	2
投資事業有限責任組合等への出資	1,052	1,048
合計	1,054	1,050

() 非上場株式および投資事業有限責任組合等への出資については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから「資産(3) 商品有価証券等および投資有価証券」に含めておりません。

(注3) 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年3月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金・預金	6,610			
預託金	2,420			
信用取引貸付金	596			
信用取引借証券担保金	413			
合計	10,040			

当事業年度(2020年3月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金・預金	7,157			
預託金	3,434			
信用取引貸付金	347			
信用取引借証券担保金	871			
合計	11,811			

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度(2019年3月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
その他有利子負債 (信用取引借入金)	81		
合計	81		

当事業年度(2020年3月31日)

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
その他有利子負債 (信用取引借入金)	40		
合計	40		

(有価証券およびデリバティブ関係)

1 トレーディングに係るもの

(1) トレーディングの状況に関する事項

当社におけるトレーディングの概要

当社は、有価証券市場における公正な価格形成および円滑な流通を目的として、トレーディング業務を行っております。当社のトレーディングポジションは、顧客のさまざまなニーズに対応するために行っている取引から発生するものおよび裁定取引やポジションのヘッジ取引等のディーリング業務から発生しております。

取扱商品は、株式・債券等の商品有価証券、株価指数先物・債券先物・金利先物およびこれらのオプション取引に代表される取引所取引の金融派生商品、先物外国為替取引・選択権付債券売買・通貨オプション等の取引所取引以外の金融派生商品(店頭デリバティブ)の3種類であります。

トレーディングにおけるリスクの概要

トレーディングにおけるリスクのうち、主要なものはマーケットリスクと取引先リスクがあげられます。

マーケットリスクは、株式・金利・為替等の市場価格が変動することによって発生するリスクであり、取引先リスクは、取引相手先が契約を履行できなくなる場合に発生するリスクであります。

当社のリスク管理体制

証券業務は、市況の変化に影響を受けやすく、加えて取扱商品の多様化、とりわけデリバティブの取扱により直面するリスクも複雑化しております。従いまして、トレーディングにおけるリスク管理は極めて重要であると認識しております。

マーケットリスク管理方法では、各商品毎のポジション限度額およびロスカットルールを設定し、その遵守状況を監視しております。これらの市場リスクに係るリスク量はトレーディンググループから独立した管理グループにおいて日々、ポジションの評価・損益・リスク額を管理し、経営者が把握できるようにしております。一方、取引先リスクにつきましても、取引先の信用状況の評価をもとに取引限度額を設定し、日々の管理体制として担保評価および各取引の評価損益の把握等、適切な管理を行っております。また、その遵守状況については適宜、経営者に報告しております。デリバティブの場合の取引限度額は当該取引を再構築するためのコスト(再構築コスト)に加え将来の当該コストの予想上昇分を加えた与信相当額をベースに設定しております。また、与信リスクを軽減するためにネットिंग契約の締結、担保の徴求を必要に応じ行っております。

(2) 商品有価証券等(売買目的有価証券)

第59期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当事業年度の損益に含まれた評価差額

株式 2百万円

債券 2百万円

第60期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当事業年度の損益に含まれた評価差額

株式 68百万円

債券 1百万円

(3) デリバティブ取引の契約額および時価

第59期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

ヘッジ会計が適用されないもの

	種類	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
			うち1年超		
市場 取引	オプション取引				
	(売建)	2		0	0
	(買建)	6		0	0
	先物・先渡取引				
	(売建)	2,588		4	4
	(買建)	1,970		5	5

(注) 1 先物取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

2 時価の算定方法は、以下のとおりであります。

株券オプション取引.....金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段

株価指数オプション取引.....金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段

債券先物取引.....金融商品取引所が定める清算指数

株価指数先物取引.....金融商品取引所が定める清算指数

ヘッジ会計が適用されるもの

該当事項はありません。

第60期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

ヘッジ会計が適用されないもの

	種類	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
			うち1年超		
市場取引	オプション取引				
	(売建)	31		8	8
	(買建)	13		4	4
	先物・先渡取引				
	(売建)	2,525		97	97
	(買建)	1,727		115	115

(注) 1 先物取引についてはみなし決済損益を時価欄に記載しております。

2 時価の算定方法は、以下のとおりであります。

株券オプション取引.....金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段

株価指数オプション取引.....金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段

債券先物取引.....金融商品取引所が定める清算指数

株価指数先物取引.....金融商品取引所が定める清算指数

ヘッジ会計が適用されるもの

該当事項はありません。

2 トレーディングに係るもの以外

(1) 満期保有目的の債券

第59期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

第60期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 子会社株式および関連会社株式

第59期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額7百万円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難であると認められることから時価を記載しておりません。

第60期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額7百万円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難であると認められることから時価を記載しておりません。

(3) その他有価証券

第59期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

区分	種類	取得原価 (百万円)	貸借対照表計 上額(百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表価額が取得価格を超えるもの	株式	890	1,114	223
	その他	300	322	22
	小計	1,190	1,436	245
貸借対照表価額が取得価格を超えないもの	株式			
	その他	300	252	47
	小計	300	252	47
合計		1,490	1,689	198

(注) 非上場株式及び投資事業有限責任組合等への出資(貸借対照表計上額1,054百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することがきわめて困難であると認められることから、上表のその他有価証券には含めておりません。

第60期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

区分	種類	取得原価 (百万円)	貸借対照表計 上額(百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表価額が取得価格を超えるもの	株式	1,007	1,166	159
	その他			
	小計	1,007	1,166	159
貸借対照表価額が取得価格を超えないもの	株式			
	その他	600	532	67
	小計	600	532	67
合計		1,607	1,698	91

(注) 非上場株式及び投資事業有限責任組合等への出資(貸借対照表計上額1,050百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することがきわめて困難であると認められることから、上表のその他有価証券には含めておりません。

(4) 当事業年度中に売却したその他有価証券

第59期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

第60期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(5) デリバティブ取引の契約額および時価

第59期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

第60期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、2011年6月より適格退職年金制度から中小企業退職金共済制度に企業年金制度を移行しております。

2 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	(109)百万円
勤務費用	(4)百万円
利息費用	(0)百万円
数理計算上の差異の発生額	(0)百万円
退職給付の支払額	5 百万円
退職給付債務の期末残高	(108)百万円

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	45 百万円
期待運用収益	0 百万円
数理計算上の差異の発生額	(0)百万円
事業主からの拠出額	2 百万円
退職給付の支払額	(2)百万円
年金資産の期末残高	44 百万円

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	(108)百万円
年金資産	44 百万円
未積立退職給付債務	(63)百万円
未認識数理計算上の差異	(0)百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	(63)百万円
退職給付引当金	(63)百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	(63)百万円

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	4 百万円
利息費用	0 百万円
期待運用収益	(0)百万円
数理計算上の差異の費用処理額	(2)百万円
<hr/>	
確定給付制度に係る退職給付費用	2 百万円
<hr/>	

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産の額は中小企業退職金共済制度からの期末支給見込額であります。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.4 %
長期期待運用収益率	2.0 %

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、2011年6月より適格退職年金制度から中小企業退職金共済制度に企業年金制度を移行しております。

2 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	(108)百万円
勤務費用	(4)百万円
利息費用	(0)百万円
数理計算上の差異の発生額	2 百万円
退職給付の支払額	10 百万円
退職給付債務の期末残高	(100)百万円

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	44 百万円
期待運用収益	0 百万円
数理計算上の差異の発生額	0 百万円
事業主からの拠出額	1 百万円
退職給付の支払額	(4)百万円
年金資産の期末残高	42 百万円

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	(100)百万円
年金資産	42 百万円
未積立退職給付債務	(57)百万円
未認識数理計算上の差異	(2)百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	(60)百万円
退職給付引当金	(60)百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	(60)百万円

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	4 百万円
利息費用	0 百万円
期待運用収益	(0)百万円
数理計算上の差異の費用処理額	0 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	4 百万円

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産の額は中小企業退職金共済制度からの期末支給見込額であります。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.4 %
長期期待運用収益率	2.0 %

(ストック・オプション等関係)

1 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前事業年度	当事業年度
新株予約権戻入益	百万円	0百万円

2 スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

2017年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行っており、以下は当該株式併合を反映した数値で記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	2015年10月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3、当社監査役3、従業員38 合計44
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 61,500
付与日	2015年10月30日
権利確定条件	行使時において当社取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位にあること。その他の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	2015年10月30日～2015年11月1日
権利行使期間	2015年11月2日～2020年10月30日

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当事業年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	2015年10月23日
権利確定前	
前事業年度末(株)	
付与(株)	
失効(株)	
権利確定(株)	
未確定残(株)	
権利確定後	
前事業年度末(株)	49,500
権利確定(株)	
権利行使(株)	
失効(株)	1,500
未行使残(株)	48,000

単価情報

決議年月日	2015年10月23日
権利行使価格(円)	1,950
行使時平均株価(円)	
付与日における 公正な評価単価(円)	440

3 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第59期 (2019年3月31日)	第60期 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	56百万円	108百万円
土地評価損	248百万円	248百万円
貸倒引当金	72百万円	72百万円
ゴルフ会員権評価損	51百万円	51百万円
減価償却費	16百万円	16百万円
関係会社株式評価損	0百万円	0百万円
退職給付引当金	19百万円	18百万円
役員退職慰労引当金	107百万円	108百万円
その他	23百万円	27百万円
繰延税金資産小計	596百万円	651百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	56百万円	108百万円
540百万円	543百万円	
評価性引当額小計(注)1	596百万円	651百万円
繰延税金資産合計	百万円	百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	214百万円	172百万円
繰延税金負債合計	214百万円	172百万円
繰延税金負債の純額	214百万円	172百万円

- (注) 1. 評価性引当額が54百万円増加しております。この増加の主な内容は、当期純損失を計上したことから繰越欠損金に係る評価性引当額を認識したことに伴うものであります。
2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

第59期(2019年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)						56	56百万円
評価性引当額						56	56百万円
繰延税金資産							百万円

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

第60期(2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)						108	108百万円
評価性引当額						108	108百万円
繰延税金資産							百万円

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

- 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
前事業年度、当事業年度の内訳については、税引前当期純損失であるため記載しておりません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業である金融商品取引業ならびにこれらの附属業務は「投資・金融サービス業」という単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

1 製品及びサービスごとの情報

投資・金融サービス業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

損益計算書に計上されている営業収益において、10%以上を占める外部顧客がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	1,777.70円	1,731.07円
1株当たり 当期純損失金額()	15.86円	17.90円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純損失金額()		
当期純損失()(百万円)	149	169
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純損失()(百万円)	149	169
普通株式の期中平均株式数(千株)	9,414	9,441
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 1種類 (株式数49,500株) これらの詳細については、第5経理の状況 2 財務諸表等 注記事項 (ストック・オプション 等関係)に記載のとおり であります。	新株予約権 1種類 (株式数48,000株) これらの詳細については、第5経理の状況 2 財務諸表等 注記事項 (ストック・オプション 等関係)に記載のとおり であります。

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	16,758	16,388
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	21	21
(うち新株予約権(百万円))	(21)	(21)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	16,736	16,367
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(千株)	9,414	9,455

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
(投資有価証券)		
其他有価証券		
日本取引所グループ	530,190	1,010
協和エクシオ	56,916	136
日本証券金融	35,475	17
その他(2銘柄)	965	3
計	623,546	1,168

【その他】

銘柄	投資口数 (口)	貸借対照表計上額 (百万円)
(投資有価証券)		
其他有価証券		
投資事業有限責任組合への出資	130	1,048
投資信託	18,623	532
計	18,753	1,580

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	3,230	1		3,231	1,895	48	1,335
器具備品	437	15	12	440	411	13	29
土地	2,766			2,766			2,766
計	6,433	17	12	6,437	2,307	62	4,130
無形固定資産							
ソフトウェア	307			307	281	12	26
電話加入権	5			5	5	0	0
その他	2			2	1	0	1
計	315			315	288	12	27

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
その他有利子負債 (信用取引借入金) (注)	81	40	0.6	
合計	81	40		

- (注) 1 「平均利率」については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。
2 その他有利子負債の決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額については、すべて1年以内に返済予定のため記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	235			0	235
賞与引当金	15	13	15		13
役員退職慰労引当金	352	17	16		353
金融商品取引責任準備金	2			0	2

- (注) 1 「貸倒引当金」の「当期減少額(その他)」は、債権回収等による戻入額であります。
2 「金融商品取引責任準備金」の「当期の減少額(その他)」は、金融商品取引法の規定に基づく戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

2020年3月31日現在における主な資産および負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

(イ) 現金・預金

区分	金額(百万円)
現金	14
預金の種類	
普通預金・通常貯金	24
当座預金・振替口座	6,890
その他	227
計	7,142
合計	7,157

(ロ) 預託金

区分	金額(百万円)
顧客分別金信託	3,000
その他の預託金	434
計	3,434

(ハ) トレーディング商品

区分	数量・額面	金額(百万円)
商品有価証券等		
株券等トレーディング商品	689千株、 7千口	1,180
債券等トレーディング商品	100百万円	101
デリバティブ取引		134
計		1,416

(二) 信用取引資産

区分	金額(百万円)
信用取引貸付金 (注) 1	347
信用取引借証券担保金 (注) 2	871
計	1,219

- (注) 1 顧客の信用取引に係る有価証券の買付代金相当額であります。
2 貸借取引により証券金融会社に差し入れている借証券担保金であります。

負債の部

(イ) トレーディング商品

区分	数量	金額(百万円)
商品有価証券等		
株券等トレーディング商品	1千株、 180千口	365
デリバティブ取引		105
計		470

(ロ) 信用取引負債

区分	金額(百万円)
信用取引借入金 (注) 1	40
信用取引貸証券受入金 (注) 2	36
計	77

- (注) 1 貸借取引に係る証券金融会社からの借入金であります。
2 顧客の信用取引に係る有価証券の売付代金相当額であります。

(八) 預り金

区分	金額(百万円)
顧客からの預り金 (注) 1	2,118
その他の預り金 (注) 2	26
計	2,144

- (注) 1 顧客の有価証券売買代金等にかかる一時預り金であります。
2 譲渡益税、源泉所得税等の一時的な預り金であります。

(二) 受入保証金

区分	金額(百万円)
信用取引受入保証金 (注) 1	134
先物取引受入証拠金 (注) 2	233
その他	785
計	1,152

- (注) 1 顧客から信用取引の委託保証金として受け入れている現金であります。
2 顧客から先物取引等の委託証拠金として受け入れている現金であります。
3 証券金融会社の貸借取引に係る入札に応じ、差入れた有価証券の時価相当額を担保として受け入れているものであります。

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

	第1四半期 累計期間 自2019年4月1日 至2019年6月30日	第2四半期 累計期間 自2019年4月1日 至2019年9月30日	第3四半期 累計期間 自2019年4月1日 至2019年12月31日	第60期 事業年度 自2019年4月1日 至2020年3月31日
営業収益(百万円)	7	146	467	638
税引前四半期(当期) 純損失金額()(円)	209	273	80	165
四半期(当期) 純損失金額()(円)	209	274	82	169
1株当たり四半期(当期) 純損失金額()(円)	22.29	29.13	8.74	17.90

	第1四半期 会計期間 自2019年4月1日 至2019年6月30日	第2四半期 会計期間 自2019年7月1日 至2019年9月30日	第3四半期 会計期間 自2019年10月1日 至2019年12月31日	第4四半期 会計期間 自2020年1月1日 至2020年3月31日
1株当たり四半期純利益 金額又は1株当たり四半期 純損失金額()(円)	22.29	6.88	20.36	9.16

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の 買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.kosei.co.jp/
株主に対する特典	光世証券株式会社に保護預り口座を開設し、当社株式を寄託いただいた場合、保護預り口座管理料を無料といたします。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて、単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

提出書類名	事業年度	提出年月日
1 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書	(第59期) 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月26日 関東財務局長に提出
2 内部統制報告書及びその添付書類	(第59期) 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月26日 関東財務局長に提出
3 四半期報告書及び確認書	(第60期第1四半期) 自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	2019年8月9日 関東財務局長に提出
	(第60期第2四半期) 自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	2019年11月8日 関東財務局長に提出
	(第60期第3四半期) 自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	2020年2月7日 関東財務局長に提出
4 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定にもとづく臨時報告書	2019年6月27日 関東財務局長に提出
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定にもとづく臨時報告書	2020年3月26日 関東財務局長に提出
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定にもとづく臨時報告書	2020年4月1日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月25日

光世証券株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田剛士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北口信吾

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている光世証券株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、光世証券株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の

実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、光世証券株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、光世証券株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部

統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていない。